

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

任命権者 企業局長

企業職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる業務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用 (人)	(人)	(%)	段階
1級	イ 主事又は技師の職務	295	24.5	主事 技師	96 199				
				計	295	(0)	491	40.7	主事
2級	イ 高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	196	16.2	主事 技師	49 147				
				計	196	(0)			
3級	イ 副主査の職務	231	19.1	副主査	231	(6)			
				計	231	(6)	232	19.2	副主査
4級	イ 主査の職務	142	11.8	副主査 主査	1 141	(35)			
				計	142	(35)	143	11.9	主査
5級	イ 班長の職務 ロ 副主幹の職務 ハ 出先機関の次長、課長又は室長の職務 ニ 出先機関の副支所長の職務 ホ 出先機関の浄水場長の職務	203	16.8	主査 班長 副主幹 浄水場次長 給水場次長 水質センター次長 県水お客様センター課長 水道事務所課長 施設整備センター課長 浄水場課長 水質センター課長 浄水場室長 工業用水道事務所浄水場長 水道事務所副支所長	2 41 84 2 2 1 1 36 7 13 3 2 4 5	(21)			
				計	203	(21)	202	16.7	班長
6級	イ 副課長の職務 ロ 主幹の職務 ハ 出先機関の長の職務 ニ 出先機関の副場長の職務 ホ 出先機関の困難な業務を行う次長又は課長の職務 ヘ 出先機関の支所長の職務 ト 出先機関の困難な業務を行う浄水場長の職務	105	8.7	給水場次長 副課長 主幹 浄水場長 給水場長 工業用水道事務所長 県水お客様センター次長 水道事務所次長 施設整備センター次長 浄水場次長 給水場次長 水質センター次長 工業用水道事務所次長 県水お客様センター課長 水道事務所課長 工業用水道事務所課長 工業用水道事務所浄水場長 水道事務所支所長	1 27 19 4 3 2 1 12 4 8 3 1 6 1 3 2 1 7				
				計	105	(0)	104	8.6	副課長
7級	イ 本局の課長の職務 ロ 副参事又は副技監の職務 ハ 相当困難な業務を行う出先機関の長の職務	22	1.8	本局の課長 本局の担当課長 副参事 副技監 県水お客様センター長 水道事務所長 施設整備センター所長 浄水場長 水質センター所長	11 1 2 2 1 2 1 1 1				
				計	22	(0)	22	1.8	本局の課長
8級	イ 本局の次長の職務 ロ 参事又は技監の職務 ハ 本局の困難な業務を行う課長の職務 ニ 困難な業務を行う出先機関の長の職務	9	0.8	本局の次長 本局の課長 水道事務所長 工業用水道事務所長	6 1 1 1				
				計	9	(0)	9	0.8	本局の次長
9級	イ 部長の職務 ロ 理事の職務	4	0.3	本局の部長	4				
				計	4	(0)	4	0.3	部長
合計		1,207 (62)	100.0						

注)合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

任命権者 病院局長

企業行政職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる業務	合計		内訳		うち再任用		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	主事又は技師の職務	51	27.1	主事 技師 医療福祉相談員 遺伝相談員 子ども療養支援専門員 計	42 1 5 1 2 51	(0)	78	41.5	主事	
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	27	14.4	主事 技師 精神保健福祉相談員 医療福祉相談員 計	20 3 3 1 27	(0)				
3級	副主査の職務	33	17.6	副主査 心理判定員 精神保健福祉相談員 医療福祉相談員 計	21 1 4 7 33	(1)	33	17.6	副主査	
4級	主査の職務	25	13.3	主査 上席心理判定員 上席精神保健福祉相談員 上席医療福祉相談員 計	17 1 2 5 25	(1)	26	13.8	主査	
5級	1 班長の職務 2 副主幹の職務 3 出先機関の課長の職務	25	13.3	主査 班長 副主幹 病院課長 科部長 主任上席精神保健福祉相談員 計	1 2 10 10 1 1 25	(2)	24	12.8	班長	
6級	1 副課長の職務 2 主幹の職務 3 次長の職務 4 出先機関の相当困難な業務を行う課長の職務	14	7.4	副課長 主幹 病院事務局次長 病院課長 計	1 7 5 1 14	(0)	14	7.4	副課長	
7級	1 担当課長の職務 2 副参事又は副技監の職務 3 事務局長の職務	11	5.9	担当課長 副参事 副技監 病院事務局長 計	1 3 1 6 11	(0)	11	5.9	室長である副参事	
8級	1 参事又は技監の職務 2 課長の職務	1	0.5	課長 計	1 1	(0)	1	0.5	課長	
9級	1 副病院局長の職務 2 理事の職務	1	0.5	副病院局長 計	1 1	(0)	1	0.5	副病院局長	
合計		188	100.0							
		(4)								

注) 合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

任命権者 病院局長

企業研究職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる業務	合計		内訳		うち再任用		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	技師の職務	0	0.0					0	0.0	技師
					計	0	(0)			
2級	研究員の職務	0	0.0	研究員				6	50.0	研究員
					計	0	(0)			
3級	1 上席研究員の職務	9	75.0	研究員	6			3	25.0	上席研究員
	2 高度の知識又は経験を必要とする研究員の職務			上席研究員	3					
					計	9	(0)			
4級	1 部長の職務	3	25.0	主任上席研究員	3		(2)	3	25.0	主任上席研究員
	2 主席研究員の職務									
	3 主任上席研究員の職務				計	3	(2)			
	合計	12	100.0							
		(2)								

注)合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

任命権者 病院局長

企業医療職給料表(一)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる業務	合計		内訳		うち再任用 (人)	職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	5	2.1	医師	5	(0)	5	2.1	医師
				計	5	(0)			
2級	医長の職務	60	25.1	医長	60	(0)	60	25.1	医長
				計	60	(0)			
3級	1 部長の職務 2 主任医長の職務	127	53.1	部長 主任医長	53 74	(0)	141	59.0	部長
				計	127	(0)			
4級	1 病院長の職務 2 副病院長の職務 3 技監の職務 4 医療局長又は研究所長の職務 5 診療部長の職務 6 困難な業務を行う部長の職務	47	19.7	部長 主任医長 副病院長 医療局長 研究所長 診療部長 病院長	11 3 7 5 1 14 6	(0)	27	11.3	副病院長
				計	47	(0)	6	2.5	病院長
	合計	239 (0)	100.0						

注)合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

任命権者 病院局長

企業医療職給料表(二)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる業務	合計		内訳		うち再任用 (人)	職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	1 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士である技師の職務 2 歯科衛生士又はあん摩マッサージ指圧師である技師の職務	14	3.5	技師	14	(0)	159	40.1	技師
				計	14				
2級	1 薬剤師又は管理栄養士である技師の職務 2 高度の技術、知識又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士である技師の職務 3 相当高度の技術又は経験を必要とする歯科衛生士又はあん摩マッサージ指圧師である技師の職務	145	36.6	技師	145	(0)	78	19.7	専門員
				計	145				
3級	主任技師の職務	22	5.5	主任技師	22	(0)	22	5.5	主任技師
				計	22				
4級	専門員の職務	77	19.5	専門員	77	(1)	68	17.2	上席専門員
				計	77	(1)			
5級	上席専門員の職務	67	16.9	専門員	1	(21)	62	15.7	科部長
				上席専門員	66				
6級	1 部長の職務 2 科部長の職務 3 主任上席専門員の職務	70	17.7	上席専門員	2	(4)	7	1.8	部長
				副薬剤部長	2				
7級	困難な業務を行う部長の職務	1	0.3	科部長	19	(4)	7	1.8	部長
				主任上席専門員	41				
				薬剤部長	4	(4)			
				検査部長	2				
合計				計	70	(4)			
				計	1	(0)			
		396	100.0						
		(26)							

注) 合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

任命権者 病院局長

企業医療職給料表(三)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる業務	合計		内訳		うち再任用 (人)	職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)		(人)	(人)	(%)
1級	准看護師である技師の職務	0	0.0						
				計	0	(0)	601	40.3	技師
2級	1 助産師である技師の職務 2 看護師である技師の職務 3 相当高度の技術、知識又は経験を必要とする准看護師である技師の職務	601	40.3	技師	601	(2)			
				計	601	(2)			
3級	1 主任助産師又は主任看護師の職務 2 高度の技術、知識又は経験を必要とする准看護師である技師の職務	132	8.8	主任看護師	131	(23)			
				主任助産師	1	(1)			
				計	132	(24)	748	50.1	主任看護師
4級	1 看護師長の職務 2 高度の技術、知識又は経験を必要とする主任助産師又は主任看護師の職務	671	45.0	主任看護師	611				
				主任助産師	5				
				看護師長	52				
				主査	3	(3)	55	3.7	看護師長
				計	671	(3)			
5級	1 副看護局長の職務 2 上席看護師長の職務	82	5.5	主任看護師	45		45	3.0	主任看護師
				看護師長	10		10	0.7	看護師長
				副看護局長	21				
				上席看護師長	4				
				副主幹	2		27	1.8	副看護局長
				計	82	(0)			
6級	看護局長の職務 次長の職務	5	0.3	看護局次長	1		1	0.1	看護局次長
				看護局長	4				
				計	5	(0)			
7級	困難な業務を行う看護局長の職務	2	0.1	看護局長	2		6	0.3	看護局長
				計	2	(0)			
合計		1,493	100.0						
		(29)							

注) 合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

任命権者 病院局長

企業技能労務職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる業務	合計		内訳		うち再任用		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	運転手、ボイラ士、電話交換員、用務員、調理員又は医療助手(以下「運転手等」という。)の職務	0	0.0							
				計	0	(0)				
2級	高度の技能又は経験を必要とする運転手等の職務	0	0.0							
				計	0	(0)				
3級	1 主任運転手又は主任ボイラ士の職務 2 主任電話交換員、主任用務員、主任調理員又は主任医療助手(以下「主任電話交換員等」という。)の職務	0	0.0							
				計	0	(0)				
4級	1 主任運転技師又は主任ボイラ技師の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする主任電話交換員等の職務	1	100.0	主任医療助手	1	(1)				
				計	1	(1)				
5級	1 高度の技能又は経験を必要とする主任運転技師又は主任ボイラ技師の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とする主任電話交換員等の職務	0	0.0							
				計	0	(0)				
合計		1	100.0							
		(1)								

注)合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

任命権者 病院局長

特定任期付職員

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる業務	合計	
		(人)	(%)
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して業務に従事する場合		0.0
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して困難な業務に従事する場合		0.0
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して特に困難な業務に従事する場合		0.0
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して特に困難な業務に従事する場合	1	100.0
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合		0.0
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する 者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要な ものに従事する場合		0.0
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する 者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重 要なものに従事する場合		0.0
	合計	1	100.0